

一般財団法人 少林寺拳法連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 ・（一財）少林寺拳法連盟（以下、「当連盟」という。）は現在2025年度以降の中長期基本計画を策定中であり、2025年9月30日までに策定予定である。 【審査基準（2）について】 ・現在策定中の中長期計画が理事会の承認を得次第証憑書類に議事録を掲載し、当連盟の公式ウェブサイトに掲載し、一般に公表する。 公式ウェブサイト https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/agreement 【審査基準（ウェブ3）について】 ・現在計画策定中であるが、策定に当たっては役職員や構成員からの意見を幅広く募って策定する。	36 2025年度事業計画 48 公式ウェブサイト 55 中長期計画
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 ・当連盟においては、組織及び事業の規模を考慮しながら、不定期ではあるが、随時円滑な組織運営や業務遂行のために人材の採用や育成を行っている。 【審査基準（2）について】 ・現在策定中の中長期計画が理事会の承認を得次第証憑書類に議事録を掲載し、当連盟の公式ウェブサイトに掲載し、一般に公表する。 公式ウェブサイト https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/agreement 【審査基準（3）について】 ・採用計画の策定に当たっては、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。	48 公式ウェブサイト 55 中長期計画
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）について】 ・財務の健全性確保に関する計画は、現在作成中の中長期基本計画において策定する。 【審査基準（2）について】 ・現在策定中の中長期計画が理事会の承認を得次第証憑書類に議事録を掲載し、当連盟の公式ウェブサイトに掲載し、一般に公表する。 公式ウェブサイト https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/agreement 【審査基準（3）について】 ・財務の健全性確保に関する計画策定に当たっては、役職員や構成員からの意見を幅広く募って策定する。	48 公式ウェブサイト 55 中長期計画

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）について】 ・外部理事の割合は、理事9名中4名（44%）であり、左記基準（25%以上）のラインは達成しているが、今後は役員候補者選考委員会を設置し、当該委員会規則を策定し、改選時期に合わせ、具体的な基準を設けることを検討中。 【審査基準（2）について】・女性理事の割合は、理事9名中3名（33%）であり、左記基準を達成していない。 ※（1）及び（2）について今後は次期改選時期に合わせて役員候補者選考委員会規程を策定し、左記基準を達成すよう計画する。	25 役員及び評議員選任時における申合せ事項 27 役員名簿 57 役員候補者選考委員会規程（案）
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	【審査基準（1）について】 ・外部評議員の割合は、現在13名中2名（15%）である。 【審査基準（2）について】 ・女性評議員の割合は、現在13名中4名（30%）である。 ※（1）（2）については、次期改選時期に合わせて役員及び評議員選任時における申合せ事項の改訂を図り、目標割合の設定を行い、達成すよう計画する。	20 評議員選定委員会運営規則 25 役員及び評議員選任時における申合せ事項 28 評議員名簿
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）（2）（3）について】 ・アスリート委員会という名称は当連盟の性質上適切でないため、拳士委員会規程を策定して拳士委員会を設置し、各大会実行委員会において適切に対応することとし、内容によっては、主催団体より報告を受け、当連盟コンプライアンス委員会において対応を行う。	7 コンプライアンス規程 8 コンプライアンス指針 58 拳士委員会規程（案）
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）について】 ・現在、当連盟の理事は9名、監事は2名である。 ・当連盟の定款第30条、役員の設置では「（1）理事7名以上10名以内（2）監事1名以上2名以内」となっており、適正な規模になっている。	15 定款 27 役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準（1）について】 ・理事の就任時の年齢には下記の通り制限を設けている。 役員規程のⅡ役員定年規程において、役員の定年を70歳とし、任期中に定年に達した者は、再任することはできないと定めている。 役員及び評議員選任時における申合せ事項第2条（推薦対象者）において、（1）役員は任期2年のため、就任時の満年齢が68歳以下の者（2）評議員は任期4年のため、就任時の満年齢が66歳以下の者と定めている。	23 役員規程 25 役員及び評議員選任時における申合せ事項

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	【審査基準（1）について】 ・現状では再任回数 の上限を設けていない。 【審査基準（2）について】 ・現状では最長期間に達した者について、再任までの必要経過期間を設けていない。 ※（1）及び（2）について 今後は次期改選時期に合わせて役員候補者選考委員会規程を策定し、左記基準を達成すよう計画する。（第2条第4項参照） ※役員候補者選考委員会規程（案）の内容を一部修正した。	15 定款 23 役員規程 27 役員名簿 57 役員候補者選考委員会規程（案）
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 【例外措置を適用することについての理由】 ア）当連盟の会長はIF（少林寺拳法世界連合）の役員である。（役員名簿NO1の現職及び兼任状況欄参照） イ）当該理事は当連盟における唯一の常勤役員であり、現在中断している「公益認定再申請」の担当理事でもあり、当連盟の中長期計画を実現するなど今後の法人運営上、例外措置は不可欠である。（役員名簿NO2の現職欄参照）	27 役員名簿
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準（1）（2）（3）について】 ・現状では役員候補者選考委員会は設けていない。 ・役員候補者選考委員会規程を策定して役員候補者選考委員会を設置し、審査基準の条件を満たすよう、計画する。	15 定款 57 役員候補者選考委員会規程（案）
11	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	【審査基準（1）について】 ・役員は、定款第32条「理事の職務及び権限」において、法令遵守について定めている。 ・職員は、就業規則第3章「服務規律」において、社会通念上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同規則第9章第2節「懲戒」において、違反した際の懲戒等について定めている。 ・当連盟会員は、会員規程第5条「会員の基本的責務」において、法令遵守を定めている定款その他の規程、規則、指示通達等に従うことを定めている。 ・コンプライアンス規程及びコンプライアンス指針において、当連盟役職員及び会員の倫理に関する内容を定めている。	1 会員規程 7 コンプライアンス規程 8 コンプライアンス指針 10 就業規則、就業規則（契約） 14 組織規程 15 定款
12	〔原則3〕組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 ・当連盟組織規程の中で、法人の運営に関して必要な事項を定め、関連する諸規程を整備している。	1 会員規程 5 国内旅費規程 6 国外旅費規程 7 コンプライアンス規程 14 組織規程 15 定款 21 本部委員規程 23 役員規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	【審査基準（1）について】 ・当連盟組織規程の中で、法人の業務に関する事項を定め、関連する諸規程を整備している。	4 経理規程 7 コンプライアンス規程 9 資金運用規程 10 就業規則、就業規則（契約） 11 情報公開規程 14 組織規程 16 個人情報保護規程 17 特定個人情報取扱規程 19 反社会的勢力対応規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	【審査基準（1）について】 ・当連盟の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	3 給与規程 5 国内旅費規程 6 国外旅費規程 15 定款 23 役員規程 24 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する 規程
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	【審査基準（1）について】 ・定款第3章「財産及び会計」において、当連盟の財産に関する事項を定め、関連する諸規程を整備している。	4 経理規程 9 資金運用規程 15 定款
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準（1）について】 ・定款第3章「財産及び会計」において、当連盟の財政的基盤を整えるための事項を定め、関連する諸規程を整備してい る。	2 会費規程 4 経理規程 9 資金運用規程 15 定款
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	【審査基準（1）について】 ・選考に関する規程は、世界大会代表出場者選考規程及び全国大会代表出場者選考規程の定めによる。 【審査基準（2）について】 ・選手の権利保護に関しては、会員規程第14条「権利」において定めている。 【審査基準（3）について】 ・選考に関する規程は、振興普及部及び本部審判委員会にて策定後、最終的に理事会の承認を得る。	8 コンプライアンス指針 12 職務分掌表・組織図 22 運営機構図 49 世界大会代表出場者選考規程 56 全国大会代表出場者選考規程（案）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	【審査基準（1）について】 ・審判規則を定めている。 ・審判員資格を得るためには、定められた審判員講習会を受講することを義務付けいる。また審判員資格には期限を定めているが、有効期限内に関わらず毎年受講することを促している。 ・審判員選考規程を策定し、審判員の公平かつ合理的な選考を整備して行く。 補足：審判員資格については、当連盟が帰属している少林寺拳法グループ内の一般社団法人SHORINJIKEMPOUNITYの管轄となっている。 ・審判員選考規程（案）第4条（審判員の選考）に「公平性の観点から選考を行う」旨を追記する。	37 考試員・審判員講習会資料（一部抜粋） 42 少林寺拳法審判規則 43 少林寺拳法審判員の管理について 44 少林寺拳法大会開催規則 62 審判員選考規程（案）
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	【審査基準（1）について】 ・当連盟は弁護士との顧問契約により、トラブル関係や法律・規則関係等について、日常的に相談や問合せをできる体制を確認している。 ・加えて2名の税理士と顧問契約を交わし、定期的な財務状況の確認や組織全般の分析・検証等について日常的に相談できる体制を確認している。 【審査基準（2）】 ・役職員には弁護士を選任するなどして、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識は有している。	39 法律顧問契約書 40 顧問契約書（税理士）2名分 27 役員名簿
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	【審査基準（1）について】 ・コンプライアンス委員会を設置し、少なくとも年1回以上開催しており、2024年度は7月に開催したが2025年度はまだ開催しておらず、年度内に開催の予定である。 【審査基準（2）について】 ・当連盟はコンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会の職務を明記している。 【審査基準（3）について】 ・コンプライアンス委員会の構成員には女性委員を配置している。	7 コンプライアンス規程 8 コンプライアンス指針 12 職務分掌表・組織図 14 組織規程 22 運営機構図 60 コンプライアンス委員会名簿 61 コンプライアンス委員会議事録
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	【審査基準（1）について】 ・当連盟のコンプライアンス委員会の構成員には顧問弁護士を配置している。	12 職務分掌表・組織図 22 運営機構図
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 ・役職員向けのコンプライアンス教育は、2024年度より毎年度実施している。	54 コンプライアンス研修（一部抜粋）

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査
自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 ・毎年当連盟が主催する各種行事、講習会等においてコンプライアンス教育を実施している。 <主な該当研修会、講習会> 1) 支部長研修会 2) 学生指導者研修会 3) 全国指導者研修会（全国中高武道授業指導者研修会） 4) 大学少林寺拳法部連盟本部合宿（春に実施） 5) 中学高校大学合宿（夏に実施） 6) コーチング指導育成コース等	30 2024年度学生指導者研修会（一部抜粋） 31 2025年度支部長研修会（一部抜粋） 32 2024年度全国指導者研修会（一部抜粋） 33 2024年度大学合宿（春）（一部抜粋） 34 2024年度中高大合宿資料（一部抜粋） 38 コンプライアンス研修資料(2024・2025年度版)
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 ・毎年、各地区（都道府県）において考試員・審判員講習会を実施している。（主催：設問NO18の通り、審判員資格については当連盟が帰属している少林寺拳法内一般社団法人SHORINJIKEMPOUNITYが管轄している。よって本講習会の主催もSHORINJIKEMPOUNITYが担当している。） <主な内容> 1) 考試員、審判員としての姿勢、心構え 2) トラブル事例の共有 3) 採点評価について 4) 実習 ・全体を通して、コンプライアンスについて触れている。	8 コンプライアンス指針 37 考試員・審判員講習会資料（2022～2025年度版）（一部抜粋）
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準（1）について】 ・法律相談の全般について、法律事務所と顧問契約を締結し、業務遂行上の懸念等が生じた場合、相談出来る体制を整えている。 ・会計・決算・税務指導等についても税理士と顧問契約を締結し、会計上の懸念等が生じた場合、相談出来る体制を整えている。 【審査基準（2）について】 ・法律、税務、会計等については専門家と顧問契約を締結し、日常的にサポートを受ける体制を整えている。	39 法律顧問契約書 40 顧問契約書（税理士）2名分
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 ・財務・経理に関しては公益法人会計基準に準拠して顧問税理士の指導に基づき、公正な会計処理を行っている。 【審査基準（2）について】 ・当連盟の監事には、専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。 【審査基準（3）について】 ・毎年度、当連盟監事が監査報告書を作成している。	4 経理規程 15 定款 27 役員名簿
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 ・国や助成元における要領などの定めに沿って適切に処理し、就業規則第16条において「不正」を禁じ、同第2節懲戒（66条～70条）において違反した場合の懲戒処分を定めている。	4 経理規程 10 就業規則、就業規則（契約）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準（1）について】 ・定款第12条に基づき、当連盟の公式ウェブサイト上に、貸借対照表、収支予算書を開示し、アクセスすれば随時閲覧できるようにしている。 公式ウェブサイト（定款） https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/agreement 公式ウェブサイト（財務） https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/about/financial	15 定款 45 2024年度貸借対照表 46 2025年度収支予算書 48 公式ウェブサイト
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準（1）について】 ・技における評価基準は、毎年実施する審判員講習会により、開示している。 大部分の支部長、監督は審判員講習会を受講できる資格を有しており、受講した支部長を通じて、選手にも情報開示が可能となっている。 ・大会出場者選考については「世界大会代表出場者選考規程」及び「全国大会代表出場者選考規程」を策定し、当連盟の公式ウェブサイトに公開する。 公式ウェブサイト https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/wp-content/uploads/2023/03/f882ca50e0b58c5b38ca22b605324557.pdf	49 世界大会代表出場者選考規程 56 全国大会代表出場者選考規程（案） 48 公式ウェブサイト
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準（1）について】 ・本審査書式をもって、ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を当連盟の公式ウェブサイトに掲載し、公開している。 公式ウェブサイト https://www.shorinjikempo.or.jp/federation/	48 公式ウェブサイト
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準（1）について】 ・利益相反規程を定めて検証を行っている。 【審査基準（2）について】 ・利益相反ポリシーを定めて管理している。	26 利益相反ポリシー 50 利益相反管理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準（1）について】 ・利益相反ポリシーを定めている。	26 利益相反ポリシー

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（１）について】 ・恒常的に周知している。 【審査基準（２）について】 ・内部通報制度及び公益通報保護に関する規程を定めている。 【審査基準（３）について】 ・内部通報制度及び公益通報保護者に関する規程を定めている。 【審査基準（４）について】 ・内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程を定めている。 【審査基準（５）について】 ・研修等を通じて周知を図っている。 ➡当連盟が主催する各種行事、合宿や指導者向け研修会、講習会における配布資料、また会員向けに発行している会報誌「会報少林寺拳法」に相談窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載している。	18 内部通報制度及び公益通報者保護に関する規程 47 2025年「会報少林寺拳法」（一部抜粋）
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（１）について】 ・通報があった際には、コンプライアンス委員会（メンバーに弁護士含む）と相談・協議しながら対応している。 ・規程の改訂を行う時は、顧問弁護士に相談して改訂を行っている。 ・コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置している。	7 コンプライアンス規程 39 法律顧問契約書 12 職務分掌表・組織図 60 コンプライアンス委員会名簿
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準（１）について】 ・禁止行為や手続きの流れについては、コンプライアンス規程、コンプライアンス指針、処分細則において定めている。 【審査基準（２）について】 ・禁止行為、手続きの流れについては、処分細則において定め、周知して行く。 【審査基準（３）について】 ・処分対象者に対に対しては、処分細則において聴聞の機会を設けることを定めている。 【審査基準（４）について】 ・処分結果は、処分細則第9条（処分の通知）において定めている。	1 会員規程 7 コンプライアンス規程 8 コンプライアンス指針 10 就業規則、就業規則（契約） 12 職務分掌表・組織図 13 処分細則 23 役員規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準（１）について】 ・処分審査については、メンバーに外部の者や弁護士が含まれており中立性や専門性を有しているコンプライアンス委員会において実施している。	12 職務分掌表・組織図 13 処分細則 60 コンプライアンス委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準（１）、（２）、（３）】 ・日本スポーツ仲裁機構の利用については、処分細則に定めており、懲戒処分に限らず代表選手を含むNFのあらゆる決定に広く対応して行くようにする。 ・また不服申立規程を策定し、紛争の迅速かつ公正な解決を図るよう進めて行く。	13 処分細則 59 不服申立規程（案）
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準（１）について】 ・処分細則においては、（処分の通知）第9条において書面をもって処分対象者に通知をし、第10条においてその審査対象者が処分決定に不服がある場合、スポーツ仲裁機構に申立ができる旨を定めており、現時点で懲戒処分の例はないが、今後この流れを履行して行く。	13 処分細則
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準（１）、（２）について】 ・災害に関する危機管理については「災害対策マニュアルⅡ」を策定して構築しており、不祥事に関する危機管理については「危機管理規程（案）」及び「危機管理マニュアル」を策定して構築するようにしている。 【審査基準（３）、（４）について】 ・不祥事の対応として「危機管理マニュアル」の中で想定される事象ごとにアクションリストを構築し、顧問弁護士との連携等により、迅速かつ適切な対応ができるよう対応している。	29 災害対策マニュアルⅡ 51 危機管理規程（案） 52 危機管理マニュアル
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準（１）（２）について】 ・当連盟において不祥事は発生しておらず、審査対象外とする。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（１）について】 ・当連盟において不祥事は発生しておらず、審査対象外とする。	

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査
自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）について】 ・ 会員規程とそれに基づく地方組織の規約等により、明確にしている。 【審査基準（2）について】 ・ 方針を定めている。 【審査基準（3）について】 ・ 状況に応じて行っている。 ➡会員規程において、普通団体会員（支部※スポーツ少年団、学校部活動、実業団等）、及び連合体（都道府県連盟、全日本実業団連盟、全自衛隊連盟、全日本学生連盟、教職員連盟等）について、権限、組織運営、会計規程を含む定めを設けている。	1 会員規程 22 運営機構図 35 2025年4月度都道府県連盟・各連盟理事長会議資料
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 ・ 各都道府県連盟・各連盟に対して、当連盟より、コンプライアンス研修に関わる講師を派遣するなど、支援を行っている。 ➡地方組織（各連盟理事長）には、毎年理事長会議を開催し、情報共有を図っており、新任理事長には、理事長研修を実施し（レポート提出）、審査を行い委嘱している。 ➡また運営者（各連盟理事長＝指導者、支部長）に対しては、指導者向け各種講習会、研修会を実施しており、支部長・監督については、年1回、受講を義務付けている。	1 会員規程 31 2025年度支部長研修会（一部抜粋） 35 2025年4月度都道府県連盟・各連盟理事長会議資料 38 コンプライアンス研修資料（2024・2025年度版）